

魚津市告示第67号

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）であって、次に掲げる路線で営業を行うもの

ア あいの風とやま鉄道線

イ 富山地方鉄道本線

(2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者であって、本社の所在地が魚津市内であるもの

(3) 交通事業者等 前2号のいずれかに該当する者

(補助金の交付)

第3条 市長は、燃料価格の高騰の影響を受ける交通事業者等に対し、燃料価格の高騰分に対して支援することにより、市民の移動手段である交通機関の運行継続を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 鉄道事業者に対する補助金の補助対象経費、補助率及び補助金額は

別表第1によるものとし、タクシー事業者に対する補助金の補助対象車両及び補助金額は別表第2によるものとする。

（補助対象期間）

第5条 鉄道事業者に対する補助金の補助対象期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日までとし、タクシー事業者に対する補助金の補助対象期間は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までとする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年3月10日までに、魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費又は補助対象車両数の内訳がわかる資料

（2） 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、規則第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（関係書類の保存）

第11条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第9条から第11条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助金額
令和 2 年度の平均燃料費調整単価と電力料金単価を合算したものと補助対象期間中の各月の燃料費調整単価等と電力料金単価を合算したものの差額に消費電力量及び各鉄道会社が定める市町村別の走行距離の魚津市に関わる按分率を乗じた額	（令和 6 年 3 月～4 月） 2 分の 1 以内 （令和 6 年 5 月～9 月） 4 分の 1 以内 （令和 6 年 10 月～令和 7 年 2 月） 8 分の 1 以内	補助対象経費に補助率を乗じた額

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額により算定する。
- 2 燃料費調整単価等は、燃料費調整単価と市場調整単価を合算したものをいう。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象車両	補助金額
令和 6 年 2 月 1 日から交付申請日までの間、継続して国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に事業用自動車として届出し、魚津市内の営業所において継続して保有している車両（リース車両及び福祉輸送事業の用に限り使用する車両を含む。）。この場合において、令和 6 年 2 月 1 日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃止し、その代替車両がある場合には、新旧の車両を合わせて 1 台とみなす。	車両 1 台 1 か月当たり、令和 2 年度の平均LPG価格と当該月の平均LPG価格の差額から国の支援金額を差し引いた金額に、月平均LPG使用量（富山県が別途定めるもの）を乗じた金額を補助対象経費とし、令和 6 年 2 月～4 月分は、補助対象経費に補助率 2 分の 1 を乗じた額、令和 6 年 5 月～9 月分は、補助対象経費に補助率 4 分の 1 を乗じた額、令和 6 年 10 月～令和 7 年 1 月分は、補助対象経費に補助率 8 分の 1 を乗じた額を補助金額とする。ただし、休車期間（特例措置による休車を含む。）又は減車等に伴い補助対象期間中に一時抹消登録した後、再登録した車両の一時抹消登録した期間が、各月のうち 5 割を超える割合の車両は、当該月において補助対象外とする。

備考 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額により算定する。

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 事業所所在地

事業者名

代表者名

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請額

金 円

2 申請額の内訳

(1) 鉄道事業者

補助対象経費	補助金額
円	円

(2) タクシー事業者

補助対象車両数	補助金額
のべ 台	円

3 添付書類

(1) 補助対象経費又は補助対象車両数の内訳がわかる資料

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 7 条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業者名
代表者名

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付決定
通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市交通事業者等燃料価格高騰
対策支援事業費補助金については、魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支
援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により交付し、併せて交付額を金
円に確定します。

年 月 日

魚津市長



様式第 3 号（第 7 条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業者名
代表者名

魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業費補助金不交付
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市交通事業者等燃料価格高騰
対策支援事業費補助金については、魚津市交通事業者等燃料価格高騰対策支
援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の理由で不交付を決定しま
したので通知します。

年 月 日

魚津市長



交付しない理由